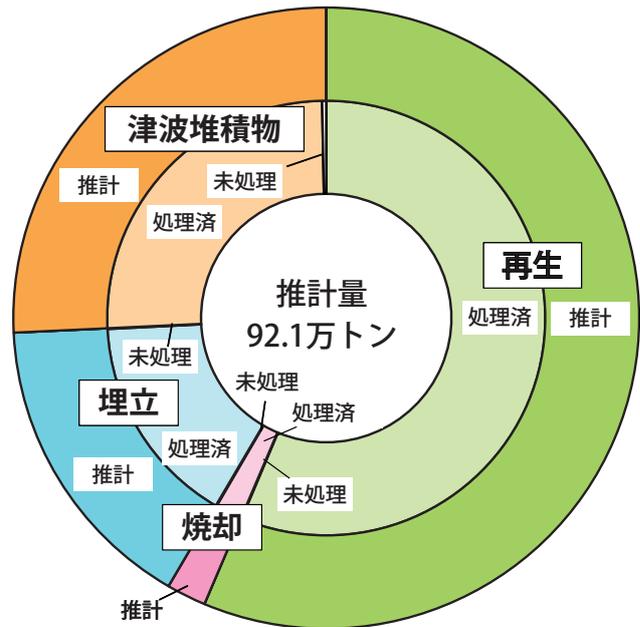


処理が完了し、津波堆積物については発生推計量約23.7万tのうち、約23.4万tの処理が完了しており、処理の進捗率は全体で約99%となっています。

処理を進めるにあたっては、最終処分量をできるだけ少なくするため、可能な限りリサイクルを進めており、発生した「災害廃棄物等」の約7割をリサイクルできる見込みとなっています。(図4-(2)-1)

平成26(2014)年度は被災船舶の処理や津波堆積物を新たに整備される防災緑地などの資材(土砂)として活用するための選別処理を中心に「災害廃棄物等」の処理を進めています。

なお、「災害廃棄物等」の処理の進展に伴い、設置された19か所の仮置場のうち、既に14か所は仮置場としての使用を終了しており、残りの仮置場についても、「災害廃棄物等」の処理が完了し次第、整地などの原形復旧を行い、平成27(2015)年3月末までには仮置場としての使用を終了し、「災害廃棄物等」の処理事業がすべて完了する見込みとなっています。



■図4-(2)-1 「災害廃棄物等」の処理状況 (平成26年12月末現在)

5 震災前にも増して元気ないわき市を (市復興事業)

(1) 復興特区制度

① 国は早期復興をめざし、「東日本大震災復興特別区域法」を施行

市が復興事業計画を円滑に実施するためには、国・県の支援や連携が不可欠となります。

国においては、「東日本大震災復興基本法」(平成23[2011]年6月公布・施行)に基づき、同年12月に「東日本大震災復興特別区域法」を施行しました。次いで、平成24(2012)年2月には「復興庁設置法」を施行して、同年2月10日には復興庁、その地方機関として、福島復興局(本局=福島市)いわき支所をいわき地方合同庁舎に開設して、事業迅速化を図りました。

復興事業施策としては海岸、河川、下水道、交通網、農地・農業用施設、漁港・漁場など、学校施設など、災害廃棄物の処理などが対象となり、おおむね5年間で完了をめざす予定となっています。

市は、国の特別区域(特区)制度を最大限に活用して、「市復興事業計画」(平成23～27年度までの5年間)を着実に遂行することとしています。

② 復興特別区域(復興特区)制度の概要

被災地の復興を円滑かつ迅速に推進するための具体的な手法としては、「東日本大震災復興特別区域法」第47条の規定に基づく、「復興特区」制度があります。この制度は次の3区分で構成されています。

- [1] 個別の規制、手続きの特例や税制・金融上の特例を受けるための「復興推進計画」
 - [2] 土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例を受けるための「復興整備計画」
 - [3] 財政上の特例である復興交付金の交付を受けるための「復興交付金事業計画」
- 各計画については、国の認定を受けることなどにより特例が適用されます。(表5-(1)-1)

■表5-(1)-1 復興特別区域（復興特区）制度の概要

構成 区分	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
計画の内容	個別の規則、手続きの特例や税制上の特例措置を受けるための計画	土地利用再編に係る特例許可・手続きの特例措置を受けるための計画	復興地域づくりを支援する、交付金（復興交付金）事業に関する計画
特例の内容	○住宅、産業、まちづくりなど各分野にわたる規制、手続きの特例 ○雇用の創出などを支援する税制上の特例 など	○事業に必要な許可の特例 ○手続きのワンストップ処理 ○新しいタイプの事業制度の活用	○40のハード補助事業の一括化 ○使途の緩やかな資金の確保 ○地方負担金の手当て ○執行の弾力化、手続きの簡素化
いわき市における具体的な事業	○「ふくしま産業復興投資促進特区」による税制上の特例⇒p30 ○「サンシャイン観光推進特区」による税制上の特例⇒P31 など	○「震災復興土地区画整理事業」（久之浜、平薄磯、同豊間、小浜町など）⇒P11～16	○「震災復興土地区画整理事業」（久之浜、平薄磯、同豊間、小浜町など）⇒P11～16
策定主体	県、市町村（単独または共同）	市町村(単独または県と共同)	市町村(単独または県と共同)
手続き	内閣総理大臣の認定	(必要に応じて)公聴会などを経て、復興整備協議会における協議・同意⇒計画を公表	内閣総理大臣に提出

ア 復興推進計画

復興推進計画は規制・手続きの緩和や税制上の特例によって、復興を促進させるために設けられた特例で、規制緩和の面では、公営住宅の要件、事業免許、建築基準法における用途など、広範囲の分野で進めることが可能となります。税制上や金融面では、課税免除、税制優遇、利子補給などを受けることが可能となります。

市は、県や県内他市町村と共同で、あるいは市単独により、「ふくしま産業復興投資促進特区」、「サンシャイン観光推進特区」など13件の特例措置を受け、事業を展開しています。

イ 復興整備計画

国土交通省と農林水産省が所管する法律に基づく事業を行うに際して受けられる、土地利用の特例が内容となっています。

たとえば、これまで都市計画の土地利用に関しては、市町村—都道府県—国という段階を経た手続きが必要でしたが、復興整備計画の場合では、市町村と都道府県などが参加する協議会で協議し、国の関係機関の同意を経て公表された場合には、計画に必要な許認可（この場合、都市計画法の開発行為、農地法の農地転用許可など）があったものとみなされることになり、復興のスピード化が図られることとなります。

市は平成24(2012)年6月、いわき市長、国の関係機関の長、県知事などの構成による「いわき市復興整備協議会」を設置しており、この機関における協議を経て事業計画を策定し、海岸部の被災地を中心として、防災集団移転促進事業、震災復興土地区画整理事業など、さまざまな土地利用に関する事業に着手しています。

ウ 復興交付金事業計画

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業およびこれら事業に関連する効果促進事業が対象となりました。

市は順次着手可能な事業を事業計画として取りまとめ、平成23(2011)年度から現在までに第1～10次にわたり申請し、これまで防災集団移転促進事業、震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、復興整備実施計画事業などが採択されました。採択事業は延べ287事業、交付対象事業費は約1,238億円、交付金額は約993億円に達しています。

今後も平成27(2015)年度まで数度の申請を予定しており、市の早期復興を図るため、本制度を最大限に活用することとしています。